

稚内市住民投票に関する条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 異議の申出等（第3条—第6条）
- 第3章 住民投票の請求等（第8条—第12条）
- 第4章 住民投票の投票（第13条—第34条）
- 第5章 住民投票の開票（第35条—第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、稚内市住民投票に関する条例（平成20年稚内市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 異議の申出等

（異議の申出）

第3条 条例第5条第1項又は第2項のいずれかに該当する者は、住民投票の請求資格者として名簿の登録に関し不服があるときは、文書で市長に異議を申し出ることができる。

2 前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。

3 前項の異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに請求資格者名簿に登録し、又は名簿から抹消し、その旨を異議申出人及び関係人に通知しなければならない。

4 その異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

（登録の補正）

第4条 条例第6条第1項及び第2項の規定により請求資格者名簿の登録をした日後、当該登録の際に請求資格者として名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が請求資格者として名簿に登録されていないことを知ったときは、

その者を直ちに請求資格者名簿に登録しなければならない。

(登録の訂正等)

第5条 請求資格者として名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、その記載の修正又は訂正をしなければならない。

(登録の抹消)

第6条 請求資格者として名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに名簿から抹消しなければならない。投票資格者として名簿に登録されている者についても、同様とする。

(1) 死亡したことを知ったとき。

(2) 条例第5条第2項に規定する特別な許可を受けた外国人でなくなったことを知ったとき。

(3) 稚内市の区域内に住所を有しなくなったことを知ったとき。

(4) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(請求資格者名簿への登録の届出等)

第7条 条例第6条第2項に規定する規則で定める届出書は、別記第1号様式の住民投票請求資格者名簿登録届出書、別記第2号様式の住民投票請求資格者名簿登録変更届出書及び別記第3号様式の住民投票請求資格者名簿登録抹消届出書によるものとする。

2 前項の規定は、条例第24条第3項の届出についてこれを準用する。この場合において、前項並びに別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第3号様式の規定中「請求資格者」とあるのは「投票資格者」と読み替えるものとする。

第3章 住民投票の請求等

(住民投票の請求等)

第8条 条例第10条第1項に規定する規則で定める請求書及び請求代表者証明書交付申請書は、別記第4号様式の住民投票請求書及び別記第5号様式の住民投票請求代表者証明書交付申請書によるものとする。

2 条例第10条第4項に規定する規則で定める証明書は、別記第6号様式の住民投票請求代表者証明書によるものとする。

(署名の収集)

第9条 条例第11条第1項に規定する規則で定める署名簿は、別記第7号様式の住民投票請求者署名簿によるものとする。

2 条例第 11 条第 2 項に規定する規則で定める委任状は、別記第 8 号様式の住民投票請求署名収集委任状によるものとする。

3 条例第 11 条第 3 項に規定する規則で定める届出書は、別記第 9 号様式の住民投票請求署名収集委任届出書によるものとする。

(署名簿の審査)

第 10 条 条例第 14 条第 7 項に規定する規則で定める署名審査録は、別記第 10 号様式の住民投票請求署名審査録によるものとする。

(有効署名の証明)

第 11 条 条例第 18 条第 2 項に規定する規則で定める証明書は、別記第 11 号様式の住民投票請求署名収集証明書によるものとする。

(請求資格者名簿及び投票資格者名簿の編成)

第 12 条 条例第 6 条第 1 項の規定による別記第 12 号様式の住民投票請求資格者名簿並びに条例第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定による別記第 13 号様式の住民投票資格者名簿は、投票区ごとに編成するものとする。

第 4 章 住民投票の投票

(投票管理者の設置等)

第 13 条 住民投票の投票に関する事務を担当させるため、投票所ごと及び期日前投票所ごとに投票管理者を置く。

2 投票管理者は、投票所にあつては投票資格者の中から、期日前投票所にあつては投票資格者又は市の職員の中から選任する。

3 投票資格者の中から選任された投票管理者が投票資格者でなくなったとき、又は市の職員の中から選任された投票管理者が市の職員でなくなったときは、その職を失う。

4 第 12 条に規定する投票区のうち、1 以上の投票区を指定し、当該指定した投票区（以下「指定投票区」という。）の投票管理者に、指定投票区以外の投票区（以下「指定関係投票区」という。）に属する投票資格者がした不在者投票に関する事務を行わせることができる。

5 前項の規定により指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めたときは、直ちにこれを告示しなければならない。指定投票区の指定を取り消し又は指定関係投票区を変更したときも、同様とする。

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第 14 条 投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者（以下「職務代理者」という。）を、投票資格者又は市の職員の中からあらかじめ選任しておかなければならない。

2 投票管理者及び職務代理者とともに事故があり、又はこれらの者がともに欠けた場合においては、直ちに市の職員の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

（投票管理者又は職務代理者の氏名等の告示）

第 15 条 第 13 条第 2 項の規定により投票管理者を選任したとき、又は前条第 1 項の規定により職務代理者を選任したときは、直ちに次に掲げる事項を告示しなければならない。

（1）その者の住所及び氏名

（2）その者が職務を行うべき日（期日前投票所の投票管理者又はその職務を代理する者を選任した場合に限る。）

（投票立会人の選任等）

第 16 条 投票所ごとに、各投票区における投票資格者の中から、本人の承諾を得て 2 人以上 5 人以下の投票立会人を選任し、投票日の 3 日前までに本人に通知しなければならない。

2 期日前投票所に、投票資格者又は市の職員の中から、本人の承諾を得て 2 人の投票立会人を選任し、条例第 27 条第 2 項又は第 4 項の規定による告示の日に本人に通知しなければならない。

3 投票所又は期日前投票所において投票立会人が欠けた場合は、当該投票所の投票管理者は、当該投票区の投票資格者の中から（期日前投票所については投票資格者又は市の職員の中から）2 人に達するまでの投票立会人を直ちに選任し、これを本人に通知し、投票に立ち合わせなければならない。

4 投票立会人は、正当な理由がなければその職を辞することができない。

（投票立会人の氏名等の通知）

第 17 条 投票立会人を選任したときは、直ちに次に掲げる事項をその投票立会人の立ち会う投票所又は期日前投票所の投票管理者に通知しなければならない。

（1）その者の住所及び氏名

（2）その者が投票に立ち会うべき日（期日前投票所の投票立会人を選任した場合に限る。）

(投票用紙の交付)

第 18 条 別記第 14 号様式の投票用紙は、投票日の当日、投票所において投票人に交付しなければならない。ただし、期日前投票にあつては、その投票の日に期日前投票所において交付するものとする。

(点字投票の申立て)

第 19 条 視覚障害を有する投票人は、点字によって投票をしようとする場合においては、投票管理者にその旨を申立てなければならない。この場合において、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした別記第 15 号様式の点字投票用紙を交付しなければならない。

(代理投票の方法)

第 20 条 投票管理者は、代理投票の申請があつた場合、投票立会人の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者 2 人をその承諾を得て定め、その 1 人に投票の記載をする場所において、当該投票人が指示する投票用紙の選択肢の欄に○の記号を記載させ、他の 1 人をこれに立ち合わせなければならない。

(期日前投票の期間等)

第 21 条 期日前投票の期間は、当該投票日の告示のあつた日の翌日から投票日の前日までとする。

2 期日前投票ができる投票人は、投票資格者のうち、投票日の当日に公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 48 条の 2 第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる者とする。

3 期日前投票をしようとする投票人は、公職選挙法第 48 条の 2 第 1 項各号に掲げる事由のうち、投票日の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨を別記第 16 号様式の期日前投票宣誓書により提出しなければならない。

(不在者投票の資格等)

第 22 条 不在者投票ができる投票人は、投票資格者で、投票日の当日に公職選挙法第 48 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事由に該当すると見込まれる者のうち、公職選挙法第 49 条第 2 項に規定する身体に重度の障害があるもの又は疾病、負傷、妊娠、出産、障害その他の理由により病院その他の施設に入院若しくは入所しているものとする。

2 不在者投票は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 病院又は老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規

定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び経費老人ホーム並びに同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームをいう。以下「病院等」という。)のうち公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 55 条第 2 項の規定により北海道の選挙管理委員会が指定する本市の区域内に所在する病院等で当該病院等の長から当該病院等において不在者投票を行うことを希望する旨の申出があった場合、当該病院等に入院若しくは入所している投票資格者は、当該病院等における不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法によるものとする。

- (2) 公職選挙法第 49 条第 2 項に規定する身体に重度の障害がある者(以下「身体に重度の障害がある者」という。)のうち前号に掲げる者以外の投票資格者は、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者、同条第 9 項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第 3 条第 4 号に規定する外国信書便事業者による同法第 2 条第 2 項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)により不在者投票管理者に送付する方法によるものとする。

(不在者投票の管理者)

第 23 条 次の各号に掲げる者の不在者投票に係る不在者投票管理者は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 前条第 2 項第 1 号に規定する者 当該病院等の長
(2) 前条第 2 項第 2 号に規定する者 市長

2 前項第 1 号に規定する不在者投票管理者となるべき者に事故があり、又はその者が欠けた場合においては、当該病院等の長の職務を代理すべき者を不在者投票管理者とする。

(不在者投票に係る投票用紙等の請求)

第 24 条 第 22 条第 2 項第 1 号の規定による不在者投票をしようとする投票資格者は、投票日の前日までに、市長に対して、直接に、又は郵便等をもって、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び別記第 17 号様式の不在者投票用封筒(以下「投票用紙等」という。)の交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求をする者が点字によって投票をしようとする場合は、当該

請求をする際に、市長にその旨を申立てなければならない。

3 前条第1項第1号の不在者投票管理者（同条第2項の規定により不在者投票管理者となる者を含む。）は、当該病院等に入院若しくは入所している投票資格者の依頼があった場合においては、自ら又はその代理人によって、これらの投票資格者に代わって、市長に対し、別記第18号様式の不在者投票代理請求書により第1項の規定による申立て及び請求並びに前項の規定による申立てをすることができる。

4 第1項の規定による不在者投票の請求をする者は、第22条第1項の規定による事由のうち投票の当日自らが該当すると見込まれる事由を申立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨を別記第19号様式の不在者投票宣誓書兼請求書により、市長に対し提出しなければならない。

（不在者投票に係る投票用紙等の交付）

第25条 前条第1項又は第3項の規定による請求を受けた場合には、当該住民投票の投票に用いるべき投票資格者名簿又はその抄本と対照して、その請求をした投票資格者が投票日の当日公職選挙法第48条の2第1項第3号に該当すると認めるときは、投票用紙等の交付又は発送について、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

（1）前条第1項の規定によって請求を受けた場合にあっては、当該投票資格者に直接交付し、又は郵便等をもって発送する。

（2）前条第3項の規定によって請求を受けた場合にあっては、別記第20号様式の不在者投票用紙等送付書を添えて、当該不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもって発送する。

2 前項の場合において、前条第2項の規定により点字によって投票をする旨の申立てをし、又は同条第3項の規定による点字による投票の申立ての依頼をした投票資格者に交付し、又は発送すべき投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない。

3 第1項第2号の規定により投票用紙等の交付を受けた不在者投票管理者又はその代理人は、直ちにこれを当該投票資格者に渡さなければならない。

（病院等における不在者投票の方法）

第26条 前条第1項第1号の規定により投票用紙等の交付を受けた投票資格者は、投票日の告示があった日の翌日から投票日の前日までに当該投票用紙等を不在者投票管理者に提示し、その点検を受け、不在者投票管理者の管理する投票の記載をする

場所において投票用紙の記載をし、これを不在者投票用封筒に入れて封をし、当該不在者投票用封筒の表面に署名して、直ちにこれを不在者投票管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の場合においては、不在者投票管理者は、投票資格者名簿に登録されている者又は当該病院等の職員を立ち合わせなければならない。
- 3 第1項の場合において、不在者投票管理者は、投票資格者が条例第30条第3項の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定によって立ち会わせた者の意見を聴いて、当該投票資格者の投票を補助すべきもの2人をその承諾を得て定め、その1人の立会いの下に他の1人をして投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票資格者の指示により投票用紙の記載をさせ、これを投票用封筒に入れて封をし、当該投票用封筒の表面に当該投票資格者の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。

(郵便等による不在者投票に係る投票用紙等の請求及び交付)

第27条 第22条第2項第2号の規定による不在者投票をしようとする投票資格者は、投票日の4日前までに市長に対して、当該投票資格者が署名をした別記第21号様式の郵便等による不在者投票請求書（以下「郵便等不在者投票請求書」という。）に、当該投票資格者が身体に重度の障害がある旨を証明する書面を添付して、投票用紙及び別記第22号様式の郵便等投票用封筒（以下「郵便等投票用紙等」という。）の交付を請求することができる。

- 2 前項の請求において、身体に重度の障害がある旨を証明する書面の添付については、投票資格者が公職選挙法施行令第59条の3に規定する郵便等投票証明書（以下「郵便等投票証明書」という。）の交付を受けている者であるときは不要とする。
- 3 第29条の規定による代理記載人となるべき者の届出を行った投票資格者又は郵便等投票証明書に代理記載人となるべき者の記載がある投票資格者は、第1項の規定により郵便等投票用紙等の交付を請求しようとする場合においては、同項の規定にかかわらず、当該代理記載人となるべき者をして郵便等不在者投票請求書に、当該投票資格者の署名に代えて当該投票資格者の氏名を記載させることができる。この場合において、当該代理記載人となるべき者は、当該郵便等不在者投票請求書に署名をしなければならない。
- 4 第1項の請求を受けた場合には、当該住民投票の投票に用いるべき投票資格者名簿又はその抄本と対照して、その請求をした投票資格者が第22条第2項第2号に規

定する投票資格者に該当すると認めるときは、直ちに郵便等投票用紙等を当該投票資格者に郵便等をもって発送しなければならない。

(郵便等による不在者投票の方法)

第 28 条 前条第 4 項の規定により郵便等投票用紙等の交付を受けた投票資格者は、投票日の告示があった日の翌日以降、その現在する場所において、自ら投票用紙の記載をし、これを郵便等投票用封筒に入れて封をし、当該郵便等投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載するとともに署名をし、並びにこれを他の適当な封筒に入れて封をし、当該封筒の表面に投票が在中する旨を明記して、市長に対し、指定投票区の投票所を閉じる時刻までに第 31 条第 2 項の規定による投票の送致ができるように郵便等をもって送付しなければならない。

(郵便等による不在者における代理記載人となるべき者の届出等)

第 29 条 第 22 条第 2 項第 2 号に規定する投票資格者で、自ら投票の記載をすることができない者は、当該投票資格者に代わって投票の記載をする者（以下「代理記載人」という。）となるべき者を定めることができる。

2 前項の規定により代理記載人となるべき者を定めようとするときは、その者の氏名、住所及び生年月日を別記第 23 号様式の郵便等による不在者投票における代理記載人届出書により市長に届け出なければならない。ただし、郵便等投票証明書の交付を受けた投票資格者で当該郵便等投票証明書に代理記載人となるべき者の記載がある者は、この限りでない。

3 前項の届出書には、代理記載人となるべき者が署名をした当該代理記載人となるべき者の代理記載人となることについての同意書及び投票資格者であることを当該代理記載人となるべき者が誓う旨の宣誓書並びに公職選挙法施行令第 59 条の 3 の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する旨を証明する書面を添えなければならない。

(郵便等による不在者投票における代理記載の方法)

第 30 条 郵便等投票用紙等の交付を受けた投票資格者のうち、前条第 2 項の規定による届出を行った者又は郵便等投票証明書に代理記載人となるべき者の記載があるものは、第 28 条の規定にかかわらず、当該代理記載人をして当該投票資格者の指示により投票用紙の記載をさせ、これを郵便等投票用封筒に入れて封をし、当該郵便等投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所並びに当該投票人の氏名を記載させ、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、当該封筒の表面に投票が在中する旨を記載させることができる。この場合において、当該代理記載人は、当該郵便等

投票用封筒の表面に署名をしなければならない。

(不在者投票の送致)

第 31 条 不在者投票管理者は、第 26 条第 1 項の規定により投票の提出を受けた場合においては、不在者投票用封筒の裏面に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、同条第 2 項の規定によって投票に立ち会った者にあつては署名をさせ、並びにこれを他の適当な封筒に入れて封をし、当該封筒の表面に投票が在中する旨を明記し、当該封筒の裏面に記名押印し、直ちにこれを市長に送致しなければならない。

2 第 28 条の規定による投票の送付又は前項の規定による投票の送致を受けた場合においては、直ちに当該投票を指定投票区の投票管理者に送致しなければならない。

(不在者投票に関する調書)

第 32 条 市長は、不在者投票事務処理簿を備え、第 24 条、第 25 条及び第 27 条並びに前条の規定による措置の明細その他必要と認める事項を記載しなければならない。

2 市長は、前項の不在者投票事務処理簿に基づき、その概略を記載した別記第 24 号様式の不在者投票に関する調書を作成して、これに記名押印し、指定投票区の投票管理者に送致しなければならない。

3 指定投票区の投票管理者は、前項の規定によって送致された調書又はその抄本を別記第 25 号様式の住民投票投票所投票録に添えなければならない。

(投票録の作成)

第 33 条 投票所の投票管理者は、住民投票投票所投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名しなければならない。

2 期日前投票所の投票管理者は、期日前投票所を設ける期間の各日において、別記第 26 号様式の住民投票期日前投票所投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名しなければならない。

(投票箱等の送致)

第 34 条 投票所の投票管理者は、1 人又は数人の投票立会人とともに、投票日の当日、その投票箱、当該投票箱を封印したかぎ、投票録及び投票資格者名簿の抄本（以下「投票箱等」という。）を次条に規定する開票管理者に送致しなければならない。

2 期日前投票所の投票管理者は、期日前投票所を設ける期間の末日に、投票箱等を市長に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市長は、投票日の当日、当該投票箱等を開票管理者に送致しなければならない。

第5章 住民投票の開票

(開票管理者の設置)

第35条 住民投票の開票に関する事務を担当させるため、開票管理者を置く。

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者)

第36条 開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においては、職務代理者がその職務を代理する。

2 開票管理者及びその職務を代理すべき者とともに事故があり、又はこれらの者がともに欠けた場合において、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を市の職員の中から、あらかじめ指定しておかなければならない。

(開票立会人の選任等)

第37条 投票資格者名簿に登録されている者の中から本人の承諾を得て、3人以上10人以下の開票立会人を選任し、当該投票日の3日前までに本人に通知しなければならない。

2 開票立会人が投票日の前日までに3人に達しなくなったときは、開票立会人が投票日以降に3人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなったときは開票管理者において、投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。

3 開票立会人は、正当な理由がなければその職を辞することができない。

(開票立会人の氏名等の通知)

第38条 前条第1項又は第2項の規定により開票立会人を選任した場合には、直ちに当該開票立会人の住所及び氏名を開票管理者に通知しなければならない。

(開票所の設置)

第39条 開票所は、市長が指定した場所に設ける。

(開票日)

第40条 開票は、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行う。

(開票の場所及び日時 of 告示)

第41条 開票の場所及び日時については、あらかじめ告示しなければならない。

(開票の参観)

第42条 投票資格者は、開票の参観を求めることができる。

2 開票管理者は、開票の参観について、その場所の広狭によりあらかじめ人員を制限することができる。

3 開票管理者は、前項の規定により参観人数を制限するときは、あらかじめ告示しなければならない。

(開票録の作成)

第 43 条 開票管理者は、別記第 27 号様式の住民投票開票録を作成し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。